

## 浦安市告示第138号

### 浦安市私立保育所等給食費臨時補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市長は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により原油価格及び物価の高騰の影響を受けた私立保育所等において、保護者の経済的な負担が増加することなく、給食を継続的に提供していくことができるよう支援するため、保育の際に提供される給食に要する経費の一部に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。
- (2) 私立保育所等 次のいずれかに該当するもののうち地方公共団体が運営するもの以外のものであって、市内に存するものをいう。
  - ア 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の規定により認可を得て設置される法第39条第1項に規定する保育所及び法第56条の8第3項の規定により設置される公私連携型保育所をいう。
  - イ 家庭的保育事業所 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う事業所をいう。
  - ウ 小規模保育事業所 法第34条の15第2項の規定により認可を得て行う法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所をいう。
  - エ 幼保連携型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の

規定により認可を得て設置される同法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

(補助の対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、私立保育所等内で調理する方法（当該私立保育所等の調理室を兼ねている他の私立保育所等の調理室において調理する方法を含む。）により給食を提供している私立保育所等の運営事業者とする。

(補助の対象経費等)

**第4条** 補助の対象経費は、令和4年7月1日から令和5年3月31日までに行われる保育の際に提供される給食に要する経費とする。

2 算定基準及び補助基準額は、別表のとおりとする。

3 補助金の額は、算定基準及び補助基準額により算定した額とする。

(交付の申請)

**第5条** 規則第3条第1項の規定による申請は、浦安市私立保育所等給食費臨時補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の通知)

**第6条** 規則第6条の規定による通知は、浦安市私立保育所等給食費臨時補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(実績報告)

**第7条** 規則第12条の規定による報告は、浦安市私立保育所等給食費臨時補助金実績報告書（別記第3号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

**第8条** 規則第14条の規定による通知は、浦安市私立保育所等給食費臨時補助

金額確定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

（請求）

**第9条** 規則第15条の規定による請求は、浦安市私立保育所等給食費臨時補助金交付請求書（別記第5号様式）により行うものとする。

（補助金の概算払いの請求及び精算）

**第10条** 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市私立保育所等給食費臨時補助金概算払交付請求書（別記第6号様式）により行うものとする。

2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市私立保育所等給食費臨時補助金概算払精算書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

**第11条** この要綱に定めるもののほか、浦安市私立保育所等給食費臨時補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日等）

1 この告示は、公示の日から施行し、令和4年7月1日から適用する。

（失効）

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条第2項）

算定基準	補助基準額
毎月初日に在籍する児童の数	3歳未満児（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子どもを含む。）1人当たり月額400円 3歳以上児（当該年度の4月1日時点で3歳に達している子どもをいう。）1人当たり月額500円

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市私立保育所等給食費臨時補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

名 称

代表者氏名

保 育 所 名

年度浦安市私立保育所等給食費臨時補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

第 2 号様式（第 6 条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市私立保育所等給食費臨時補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市私立保育所等給食費臨時補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第 4 条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額 円

第3号様式（第7条）

浦安市私立保育所等給食費臨時補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

保育所名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市私立保育所等給食費臨時補助金に係る実績について、浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

1 事業経費総額 円

2 交付決定額 円

3 添付書類

(1)事業報告書

(2)収支決算書

第4号様式（第8条）

第 号  
年 月 日

様

浦安市長



浦安市私立保育所等給食費臨時補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした

年度浦安市私立保育所等給食費臨時補助金の額について、浦安市補助金等  
交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

交付確定額 円



第5号様式（第9条）

浦安市私立保育所等給食費臨時補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

㊞

保育所名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市私立保育所等給食費臨時補助金を、浦安市補助金等交付規則  
第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

第6号様式（第10条第1項）

浦安市私立保育所等給食費臨時補助金概算払交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

㊟

保育所名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市私立保育所等給食費臨時補助金を、浦安市補助金等交付規則  
第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求します。

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

第7号様式（第10条第2項）

浦安市私立保育所等給食費臨時補助金概算払精算書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

名称

代表者氏名

保育所名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市私立保育所等給食費臨時補助金について、浦安市私立保育所等給食費臨時補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり精算します。

1	概算払交付額	円
2	交付確定額	円
3	精算額	円